

金銭債権と預金等の誤認防止について

淡陽信用組合

当組合が取り扱っている保険商品について、以下の点にご留意いただきますようお願いいたします。

- ・当組合が取り扱う保険商品は預金等ではありません。
- ・預金保険法第53条に規定する保険金の支払対象とはなりません。
- ・元本の返済は保証されていません。

以 上